

津市の教育、学術及び文化の振興 に関する総合的な施策の大綱



津 市
平成29年1月

はじめに

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、平成27年4月1日から施行されました。本市では子どもたちの未来を考え、教育をより市民の方々に広く開かれたものにするため、改正法の施行日に、第1回津市総合教育会議を開催し、新しい教育委員会制度による取組をはじめました。



本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に向けては、これまでの総合教育会議における議論はもとより、教育委員と私が、学校現場や保護者の皆様の声を直接お聞きしてまいりました。そして、夢や希望を持ち続けながら、自ら未来を切り拓いていくことができる子どもたちを育てていかなければならないとの思いを強くいたしました。そこで、学校現場が抱える今日的課題や将来にわたり克服すべき課題を念頭に、私たちが今、しなければならないことを明確にすることにより、地に足の着いた大綱といたしました。

子どもたちの持っている能力を引き出して伸ばし、サポートしていくことは、学校現場における揺るぎのない普遍的な使命です。この使命の実現に向けて、本大綱を踏まえ、これからの総合教育会議での議論を通じて、家庭、地域と一緒に歩み、取組を進めてまいります。

平成29年1月

津市長

前葉泰幸

大綱の位置付け及び対象期間

本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項の規定に基づき定めるものです。

本大綱においては、総合教育会議における協議・調整により、敢えて網羅的な構成にはせず、市民の関心が高い学校教育を中心として、学校現場や保護者の皆様の声を踏まえ、今取り組まなければならない優先事項について、その方向性等を次の3つの着眼点に絞って示すものです。

- 1 教員が子どもたちと向き合う時間の確保
- 2 組織的・機動的な学校経営
- 3 まち全体で子どもたちを支援する教育環境の整備

教育全体に係る具体的な施策推進については、教育委員会において教育振興ビジョンや学校教育推進計画等を踏まえ行うものとし、高等教育機関等の学術や芸術文化、市民文化に関することについては、市長部局において、これまで取り組んできた事業等とともに、総合計画等を踏まえ、着実に推進するものとします。

なお、本大綱の対象期間は、平成31年度までとします。

1 教員が子どもたちと向き合う時間の確保

子どもたちの学力を向上させるために教員が子どもたちと向き合う時間を確保します。

価値観の多様化が進むこれからの社会を子どもたちが生き抜くためには、基本的な知識の定着だけでなく、他者との対話を通じて、思いや考えを積極的に言葉にしながら自分の考えをまとめ、多様な考えを取り入れることによって、一人ひとりが自分で答えを導き出すような学力が求められています。

また、学校現場を取り巻く環境が複雑化する中、教科指導や生徒指導を一体的に行っている教員に様々な課題が集中していることから、授業等の教育指導に専念できる環境の整備が求められています。

このため、教員が子どもたちと向き合う時間を確保することにより、子どもたちへの理解をさらに深めるとともに、授業力の向上を図り、子どもたちの学力を向上させます。

① 期待される教員の姿

全教員が教員としての強い情熱や責任感を持ち、子どもや保護者との深い信頼関係を築きながら、積極的に授業改善に取り組みます。

また、授業研究や研修等を通じ、教員間の連携を深め、子どもたちにとって学校が魅力的で楽しい学び舎となるよう取り組みます。

② 人的支援の充実

津市臨時講師等の人的支援の充実をはじめ、「津市版授業改善マニュアル」の活用により教員の授業力の向上を図ります。また、特別支援教育支援員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が教員としっかり連携を図るため、研修の機会を積極的に確保するなど、様々な人材がその専門性を発揮し学校を支える「チーム学校」を視野に入れた取組を進めます。

③ 特別な支援が必要な子どもたちへの支援

特別な支援が必要な子どもたち一人ひとりの教育的ニーズに対応するとともに、すべての子どもたちが人とのつながりを大切にし、互いを尊重し合う気持ちを育てていくため、特別支援教育の充実を図ります。また、外国につながる子どもたちへの教育の保障など、子どもたちの自立や社会参画に向けた主体的な取組への支援の充実を図ります。

④ 学校教育と幼児教育の連携強化及び学校教育と連携した家庭教育の充実

義務教育やその後の教育の基礎となる幼児教育の充実を図り、幼児教育のめざす内容が小学校と共有されるよう、幼小の連携にしっかり取り組みます。

また、学校教育と連携した家庭教育の充実を図るため、「津市版家庭学習マニュアル」を作成し、子どもたちの家庭での学習意欲の向上に努めるとともに、公民館における家庭教育を支援する講座の充実を図ります。

⑤ 部活動

部活動については、子どもたちが自主的、自発的にスポーツや文化、科学等に親しむことで、学習意欲が向上し、責任感や連帯感が育まれるなど、教育活動の一環としての役割を果たしていますが、長時間の活動や適切な休養が取れない場合、子どもたちや教員に及ぼす負担が懸念されます。

子どもたちのさらなるバランスの取れた生活や成長を促進するため、部活動における適正な休養のあり方をはじめ、地域の人々や社会教育関係団体等との連携を進め、部活動の運営全般に関わる工夫を行うなど、その見直しを図ります。

⑥ 小中一貫教育

平成29年度から市内全中学校区で実施予定の小中一貫教育については、9年間を一体と捉えた系統のかつ連続的な教育活動や小学校から中学校への途切れのない子どもたちへの支援を行うことから、中学校区が一体となった教員の研修等の時間の確保が必要になってきます。

このため、進め方に工夫を加え、学校現場の多忙感を軽減するとともに、各中学校区の特色を活かした9年間の教育課程を基に、子どもたち一人ひとりが学びを実感できる授業づくりをさらに推進し、子どもたちの学力の向上を図ります。



小中交流会の様子

2 組織的・機動的な学校経営

子どもたちや保護者に信頼される学校となるよう、組織的・機動的に学校を経営します。

社会の変化が速く、また価値観の多様化が進む中、学校経営に様々な対応力が求められています。

社会に開かれ、地域とともにある学校として、地域住民や保護者の方々が学校経営への理解を深め、積極的に参画いただくことで、地域、家庭、学校が役割を分担して、学校が抱える様々な課題に取り組んでいく必要があります。

このため、学校長がリーダーシップを発揮することにより、自ら示す教育のビジョンの下で、学校と地域がパートナーとして相互に連携・協働し、組織的・機動的に教育活動に取り組むことができる学校経営を実践し、これまで以上に子どもたちや保護者から信頼される学校をつくります。

① 効率的・効果的な学校運営

教員が子どもたちと向き合う時間を確保するためには、管理職員は市教育委員会とともに、現況をしっかりと把握し、効率的・効果的な学校運営が可能となるよう努めなければなりません。

このため、市教育委員会が中心となり、校務の適正化と効率化に寄与する統合型校務支援システムの全校設置に向けた取組とともに、学校現場での柔軟な予算執行や学校徴収金事務に係る負担軽減の検討など、責任と権限のあり方も含め一体的な学校事務の改善に努めます。

② 安心して学べる学校

いじめアンケート調査を活用するなど、いじめの早期発見や不登校の防止に努めるとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用など、心理的な側面や社会福祉の視点で働きかけを行うことで、子どもたちの課題を改善し、問題行動の未然防止をめざします。

また、人権教育については、市教育委員会の支援の下、中学校区で地域、家庭、学校が連携して人権教育を推進する体制の構築に向けた取組を進めます。

③ 先進的な学校経営

コミュニティ・スクールについては、学校支援地域本部や新たな体制である「地域学校協働本部」を活用するなど、様々な地域人材等との連携・協働による地域の実情に応じた特色ある学校づくりを進めます。

県内初の義務教育学校として平成29年4月開校の津市立みさとの丘学園については、地域の特性を活かし、地域とともにある学校として、教職員、保護者、地域が一体となった取組を進めます。

④ 学校のさらなる防災力の強化

今後、発生が予想される最大クラスの地震等を想定し、各学校がこれまで以上に保護者や地域の自主防災組織等と連携を図り、地域と一体となったさらなる防災力の強化に向けた取組を進めます。

また、地域から求められる学校防災の充実を図るため、教職員の防災研修等への継続的な参加を推進します。

3 まち全体で子どもたちを支援する教育環境の整備

子どもたちを中心に地域とともにある教育環境を整備します。

コミュニティの変容や核家族化により、子どもたちが人と関わり、多様な環境から学ぶ機会が減少している一方、ワーク・ライフ・バランスの観点から、保護者が安心して子どもを育て、仕事等との両立を図ることのできる環境が求められており、まち全体で子どもたちを見守り育んでいく必要があります。

このため、地域コミュニティの核となる学校施設の整備、子どもたちの放課後等の居場所づくりや幼児教育の充実、新たな社会教育の展開など、公共施設等総合管理計画との整合の下、まち全体で子どもたちを支援する教育環境の整備を進めます。

① 学校施設の整備

子どもたちの学び舎となる学校施設については、全ての普通教室へのエアコン整備やトイレの洋式化に向けた取組を進めます。また、校舎の老朽化に対応するため、引き続き大規模改造工事等を実施し、施設環境の向上を図るとともに、安全安心の観点から適切な修繕を進めます。

② 地域とともにある学校施設整備

学校施設は、子どもたちの学習活動等を支援する施設機能を基本とし、災害発生時の地域住民の避難施設や地域開放施設としての役割も担っていることから、それらの機能の向上にも努めます。また、将来にわたる児童生徒数の趨勢を踏まえ余剰となる教室等を見極め、必要に応じ老朽化した放課後児童クラブ等の受入れを推進するなど、地域のコミュニティの核となる施設整備を進めます。

③ 登下校時の子どもたちの安全安心

通学路の危険箇所の早期発見や登下校時の安全安心に向けて、通学路の安全確保に関する取組の方針である津市通学路交通安全プログラムを踏まえた取組や地域の方々による見守り隊の活動など、地域や関係機関と連携し、子どもたちを地域で見守り、地域で育む取組を進めます。

④ 放課後児童クラブの充実

放課後児童クラブは、本市で施設を整備し、民間でその運営を行う公設民営の運営形態を基本に、民間社会福祉法人等の協力を得ながら未設置校区の解消に向けた取組を進めるなど、子どもたちの安全安心な放課後等の居場所の充実を図ります。

また、公設民営方式のクラブのうち、施設を賃借しているクラブや施設が狭あい化・老朽化しているクラブについては、公共施設等総合管理計画との整合の下、その改修整備に努めます。

⑤ 認定こども園の整備

保護者の就労形態の変化などに的確に対応した柔軟で多様な保育の提供と質の高い幼児教育の実現をめざし、待機児童対策にも寄与する認定こども園の整備に向けた取組を進めます。

その整備に際しては、保護者へのサービスの向上はもとより、現場と市長部局、市教育委員会が一体となって責任の所在を明確にした円滑な運営に努めます。

⑥ 新しい時代にふさわしい社会教育環境の整備

公民館を今後も生涯学習・地域活動の拠点とすることを目的に、国からの要請による津市の公共施設整備の枠組みの中で、新たに集約する「新しい時代の津市公民館」の方向性の下、公民館施設の改修整備に向けた取組とともに、公民館における家庭教育を支援する講座の充実を図ります。

また、公民館における取組に加え、後世に伝える文化財の保護に努め、子どもたちが歴史を体感できるような地域の環境を整えます。

津市教育委員会事務局 教育総務課

電話 059-229-3292

津市政策財務部 政策課

電話 059-229-3101